

平成 28 年 11 月 1 日

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋四丁目 3 番 10 号  
扶 桑 化 学 工 業 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 赤 澤 良 太

## 中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成 28 年 11 月 1 日開催の当社取締役会において決議いたしました第 60 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）中間配当の支払いについて、以下のとおりお知らせいたします。

敬 具

記

平成 28 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1. 中 間 配 当      | 1 株 に つ き 金 18 円    |
| 2. 効力発生日（支払開始日） | 平成 28 年 12 月 9 日（金） |

以 上

---

## 中間配当金のお支払いについて

「中間配当金領収証」等、中間配当金に係る書類は、きたる 12 月 8 日（木）に、お届出住所あてにお送り申しあげる予定でございます。

## 中間配当金に関するお知らせについて

中間配当金に関するお知らせにつきましては、昨年まで「中間配当に関するお知らせ」と題したはがきを送付させていただいておりましたが、本年より同はがきの送付に代え、当社ウェブサイト (<http://www.fusokk.co.jp/>) にてご案内させていただいております。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。